

令和 8 年度「軽装(ノーネクタイ)期間」及び「スーパークールビズ」実施要領

甲府市では、地球温暖化対策事業の一環として、職場の省エネルギーの推進及び執務効率の向上等を図るため、冷房用のエネルギー消費が増大する次の期間を「軽装(ノーネクタイ)期間」及び「スーパークールビズ」(ポロシャツ着用可)期間とする。

1 実施期間

軽装(ノーネクタイ)期間は5月1日(金)～10月30日(金)までとする。

なお、7月1日(水)～9月30日(水)まではスーパークールビズ期間とする。

2 職員の服装

原則として、執務時間中のネクタイ、上着の着用は必要ないものとする。また、スーパークールビズ期間は、ポロシャツの着用を可とする。

なお、軽装にあたっては、名札のはい用及び服務規律を厳守し、節度ある服装とする。

(1) ポロシャツの種類

ビジネス用ポロシャツ(ビズポロ)、またはそれに準じたもの。

(2) ポロシャツの色・柄

色は白及びそれに類似するものを基本とし、黒・紺も可とする。柄は小さめのワンポイントまでの無地とする。

なお、本市のPRにつながるものについては、事前に所属長等に協議すること。

(3) その他

ポロシャツ着用時には、第1ボタンのみ外しても良いものとし、常に清潔感に心がけ、ポロシャツの裾はズボンに入れることとし、市民等に不快感を与えてはならない。

3 対象

原則として、全職員を対象とする。

なお、貸与被服の着用の必要がある場合等、業務の状況に特別の事情があるときは、この取組の対象外とする。

4 来庁者への周知

来庁者等にこの取組を周知するため、庁内放送による告知や、張り紙を作成し、建物の入口等に掲示する。

5 冷房温度の適温化

冷房の設定温度について、室温が28℃となるように調節し、過度な冷房にならないよう温度管理を徹底する。